

令和元年第23回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第3～4号）を除く

令和元年第23回教育委員会会議

1 日 時 令和元年12月17日(火) 13時30分～16時15分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	中 野	倫 仁
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進課長	井 上	達 雄
学事係長	茂 木	貴 徳
学事係員	奥 山	玲 太
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員課長	榊 原	直 志
服務・人事制度担当係長	富 本	智 也
人事係	城	彰 浩
労務担当課長	工 藤	晃 史
労務係長	佐 藤	友 永
労務係員	上 田	真 士
中央図書館長	毛 利	泰 大
運営企画課長	太 田	秀 浩
総務係長	武 田	伸 介
総務係員	伊 藤	英 慈
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	松 平	健 次
書 記	田 中	将 太

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

議案第2号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則案

議案第3号 令和2年度札幌市奨学生（予約採用者）の選定について

議案第4号 札幌市図書館協議会委員の委嘱について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和元年第23回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

なお、道尻豊委員より、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日の議案第3号は奨学生の選定に関する事項、議案第4号は附属機関の委員の任免に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第3号及び第6号の規定により、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号及び第4号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号は、学校職員の懲戒処分に関する指針の改正についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長

議案第1号「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」ご説明申し上げます。

本件は今年10月、北海道議会において、北海道青少年健全育成条例の改正が行われたことに伴う指針の改正でございます。

まず、資料の「条例改正概要」をご覧ください。

「1 改正理由」にありますとおり、近年、18歳未満の青少年がだまされたり、脅されたりし、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が増加傾向にあります。

このため、青少年の画像提供を未然に防止する観点から、今年10月、北海道議会において、青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止する内容の条例改正が行われました。

改正の内容は、2(1)のとおりで、拒まれたにもかかわらず更に求める行為や、威迫や欺き、又は困惑させることによって求める行為、金銭等の供与、又は

その約束して求める行為が禁止されています。

また、13歳未満の者に対する要求行為は、手段を問わず禁止されています。

罰則につきましては、(3)アにありますとおり、当該規定に違反した場合30万円以下の罰金とされ、常習的に行った場合には、イのとおり6月以下の懲役又は50万円以下の罰金とされています。

なお、改正条例の施行日は、4のとおり、令和2年1月1日となっております。

次に「改正後指針」8ページをご覧ください。

こちらには、公務外非行として免職を標準例とする、わいせつ行為等の具体的な違反行為が掲げられていますが、今回の条例改正によって禁止される「青少年に対する児童ポルノ等の提供を求める行為」は、他のわいせつ行為等と同様、教育に携わる公務員として著しく不適格な行為であると判断されることから、今回、改正条例の施行に合わせて、これを追加するものでございます。

本件につきましての説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○中野委員 今までこういう事案はあったのでしょうか。

○教職員担当部長 今まではこのような事案はなかったと記憶しています。

○教職員課長 我々で把握している事案は、学校職員の事案というのは把握しておりません。

○中野委員 ないけれども先頭を切ってという趣旨でしょうか。

○教育長 全国的にはこういう事例も出てきているということで、道条例も改正に至ったと思いますけれども、本市としてはそれに合わせてということでございます。

○長谷川教育長 ほかに、特にありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 議案第1号については提案通り決定されました。

◎議案第2号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則案

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号は、札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則案です。

事務局からご説明をお願いいたします。

○教育推進・労務担当部長 議案第2号について、説明いたします。議案書にインデックスで資料と付けられたページをお開きください。こちらに沿って説明させていただきます。

まず、本規則案は、「1 議案の内容」にありますとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い創設された「会計年度任用職員制度」について、当該職員の勤務条件や休暇等について定める条例案、この条例案に関する意見については、8月26日の第18回教育委員会会議でご審議いただいたところですが、第3回定例会市議会において議決され、10月2日付けで公布されたところがございます。

条例において、任命権者が別に定めることとなっております勤務条件に関し、必要な事項を定めるため、本件議案を提出するものです。

次に、「2 規則案の概要」にあります表をご覧ください。

規則案の中から、特に重要な部分を抜粋して説明いたします。

そもそも会計年度任用職員はフルタイムの職とパートタイムの職に分けられます。

まず、(1)フルタイムの職からご説明いたします。

フルタイムの会計年度任用職員は、正規職員が病気休暇や育児休業等により欠員が生じた場合に配置されるものであり、正規職員の代替職員であります。例として、単数配置の栄養士や、定数決の調理員などが挙げられます。

主な勤務条件ですが、あくまでも正規職員の代替であることから、

(1)勤務時間については、正規職員と同様、1週間当たり38時間45分、1日当たり7時間45分の勤務となります。

(2)休憩時間は、労働基準法どおり6時間を超える場合は少なくとも45分与えられ、

(3)週休日や(4)休日についても正規職員と同様の規定となっています。

(5)年次休暇については任用当初から付与されます。

具体例を挙げますと初年度に週5日勤務で1年間の任用を予定している場合は、10日分の年休が当初から付与されます。

(6)特別休暇ですが主なものとして、心身の健康の維持や増進のため

に取得できる「夏季休暇」や、結婚する際の「結婚休暇」、他にも「産前・産後休暇」や「子の看護休暇」等を取得することができます。

次に(2)パートタイムの会計年度任用職員についてご説明いたします。

主として、これまで非常勤職員として任用されていた職をベースに、会計年度任用職員の職として創設されたものでございます。

例としては学校での業務補助を行う校務助手や授業をコマ単位で行う時間講師等が挙げられます。

主な勤務条件ですが、(1)勤務時間で、週当たり 38 時間 45 分未満、1 日当たり 7 時間 45 分以内と定められていますが、これは、パートタイムの勤務時間がそれぞれの職で異なっており、規則上では勤務時間の上限を設定し、それを超えない範囲で各職種の勤務時間を、就業規則に相当する要綱に定める形をとっているためでございます。

実際の勤務時間は週 30 時間以内を想定しておりまして、例えば、先ほど例に挙げました校務助手は一日当たり 6 時間で週 5 日勤務、時間講師は週 11 時間以内という形で定める予定でございます。

(2)休憩時間は 6 時間を超える場合は少なくとも 45 分が与えられます。

(3)週休日については基本的に土曜日・日曜日が週休日となりますが、週休日に部活動指導を行う可能性のある部活動指導員など、土・日に勤務が必要な場合は週休日を別の日に割り振ることができます。

(4)休日については正規職員と同様の規定です。

(5)年次休暇や(6)特別休暇につきましてもフルタイムの会計年度任用職員と同様に年次休暇や夏季休暇を取得することができます。

以上規則案の概要をご説明しましたが、この規則案の施行期日は令和 2 年 4 月 1 日としております。

なお、会計年度任用職員の給与につきましては、市長部局の条例・規則が直接適用されることから、この規則案は、勤務時間や休暇に関するものとなっております。他の任命権者、市長部局等につきましては同様にこのような規則が制定される予定でございます。

規則案の内容等につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

○阿部委員 2 番の規則案の概要の表のところなのですが、フルタイムもパートタイムも見た感じ未満・以内という言葉が付く程度で、数字的には変わらない

という印象を受けるのですが、実際にフルタイムとパートタイムの方と、週に働く時間とか1日あたりの時間はどれくらいを想定されているのでしょうか。

○**教育推進・労務担当部長** フルタイムにつきましては、38時間45分、1日7時間45分ということで、始まりの時間は職によって異なるかもしれませんが、リンクしているものと考えていただければと思います。パートタイムにつきましては、38時間45分未満となっていますが、基本的には30時間以内をベースにさせていただきます。ただそうすると週5日勤務ですので、5日×6時間ということで30時間ですが、職によりましては7時間の勤務で4日間等も想定されますので、1日あたりは労基法上8時間となっていますが、我々と同じように7時間45分以内という形での規程とさせていただきます。

○**阿部委員** 実質はフルタイムとパートタイムだと。

○**教育推進・労務担当部長** フルタイムの3分の2程度と考えていただければと思います。

○**石井委員** 今まで非常勤で働いていた方が会計年度任用職員になるということだと思うのですが、今働いている非常勤の方の声で不安に思っている声などは挙がっているのでしょうか。

○**教育推進・労務担当部長** 基本的には勤務条件につきましては、給与等が上がるということで勤務条件は向上するのですが、実際に制度が運用されていけませんので、会計年度任用職員に切り替わるにあたってこれまでの勤務条件が維持されるのかということについて、周知はさせていただいていますが、事前の不安はあるところですが、そういうことはないということを周知させていただいています。

○**佐藤委員** 基本的な質問なのですが、これまでの非常勤職員の勤務形態等の条件と今回新しくなった資料の勤務形態の条件はほぼ同じなのですか。

○**教育推進・労務担当部長** この部分につきましては、特に休暇につきましてはかなり改善されているということと、校務助手につきましては、これまで学期間雇用ということで長期休業中につきましては勤務をしないという日額制だったのですが、月額制に変わりまして夏休み冬休み等も勤務をしていただくということで他の仕事を割り振ることで勤務条件に付加されるというようなことはあ

と思います。特別職から一般職に変わるということで、特別職は議員さんといった方と同じように、簡単に言うと嘱託と言われている方ですが、手当を一切出せないという整理だったのですが、一般職となったことに伴いまして期末手当が出るという改善となったのと、労働基準法のダイレクト適用が特別職ではされていたのですが、一般職になったことによって地方公務員法の原則適用となりますので、就業規則上の縛りだったのですが、地方公務員法の適用となり、法律的には厳密になったということです。

○長谷川教育長 資料の表の下に* 1、* 2があるのですが、これはどこにかかっていますか。

○教育推進・労務担当部長 全体です。

○長谷川教育長 任期の範囲内で指定をしますよ、月額制・日額制の職のみ対応ということで。

○教育推進・労務担当部長 これ以外に時給制の職について別の制度になっていますので、それは除外しますという作りになっています。

○長谷川教育長 会計年度任用職員について、今回は規則案ということで、この後のスケジュールはあるのでしょうか。

○労務担当課長 規則改正の後、要綱を作る手続きに入ります。実際の働き方に合わせた要綱を3月までに作って学校に周知します。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 議案第2号については提案通り決定されました。

○長谷川教育長 議案第3号及び第4号につきましては、公開しないことといたします。

傍聴の方がいらっしゃいましたら、ご退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]